

「衛生推進者」養成講習 (第1回)

中小規模企業や、支店営業所などの出先の衛生管理担当者（非工業的業種〔注1〕）

【労働安全衛生法第12条の2】

主催：（一社）大田労働基準協会（幹事）・渋谷労働基準協会
（一社）三田労働基準協会・（一社）品川労働基準協会

常時10人～49人の労働者を使用する非工業的業種〔注1〕の事業場（企業や、支店営業所等の出先）では、労働安全衛生法第12条の2により、一定の実務経験者等から「衛生推進者」（工業的業種の場合は「安全衛生推進者」）を選任し〔注2〕、労働衛生に係る業務を担当させなければなりません。

つきましては、下記により「衛生推進者」を養成するための講習を開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

- 日時：令和6年6月21日（金曜日） 10:00～16:40（受付開始 9:45）
- 会場：（一社）三田労働基準協会 1F研修センター 港区芝4-4-5（裏面案内図参）
- 研修科目：法令に定める全科目
- 修了証の交付：全科目受講された方（遅刻早退不可）に、当日講習終了後交付します。
修了証は（一社）大田労働基準協会〔東京労働局登録第5号〕から発行されます。
- 講師：労働衛生コンサルタント
- 定員：30名（先着順）
- 受講料：8,800円（テキスト代・消費税込み）（上記協会の労働基準協会会員は7,700円）
- 申込方法等

- 受講申込：裏面申込書により、大田労働基準協会宛に Fax 03-3738-0128 して下さい。
- 申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は、受講票を申込担当者あて Fax 返信します（申込書に必ず Fax 番号をご記入下さい）。受講料は、6月7日（金）までに次の銀行口座にお振込み下さい（振込手数料はご負担願います）。期日までに受講料の振込みがない場合、申込受付を取消させていただきますことがあります。

○振込用紙に講習会名を必ずご記入下さい。

- ・銀行名 三井住友銀行 蒲田支店
- ・普通預金 口座番号 3687394
- ・口座名称 一般社団法人大田労働基準協会

※振込人名の前に、講習会の開催日をご記入下さい。（例 0615〇〇カイヤ）

- 受講取消：6月14日（金）までの取消は受講料を全額返還いたします、それ以降の講習の取消は返還できませんので予めご承知おき下さい。（ただし振込手数料はご負担願います）。
- 受講者は、講習当日受講票と、修了証受領のための認印ご持参ください。

注〕1 「衛生推進者」・「安全衛生推進者」の業種区分（事業場（企業単位ではありません）の規模は10人～49人）

	業 種
衛生推進者	下記以外の全ての業種、
安全衛生推進者	製造業、建設業、運送業、清掃業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、自動車整備業、機械修理業、各種商品卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等卸売業、家具・建具・什器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、林業、鉱業

2 「衛生推進者」の選任基準

- ①大学・高専卒業後1年以上の衛生の実務経験者、②高校卒業後3年以上の衛生の実務経験者、③5年以上の衛生の実務経験者、④衛生推進者養成講習の修了者、の中から選任します。

受付日		受付番号	
-----	--	------	--

衛生推進者養成講習 Fax 申込書・受講票

■ 実施日：令和5年6月21日（金） 10:00~16:40 （受付開始9:45）

■ 会 場：（一社）三田労働基準協会 1F研修センター（港区芝4-4-5）

大田労働基準協会宛にFAX 03-3738-0128

『事業場事項欄』

会員非会員の別	・大田協会員 ・三田協会員 ・品川協会員 ・渋谷協会員 ・非会員 (○を付して下さい)		
事業場名 所在地			
業 種	(講師の事前準備の為ご記入下さい)		
申込担当者職氏名			
T E L		F A X (受講票返信用)	

『受講者事項欄』 (2名以上の場合、この用紙をコピーしてご使用下さい。)

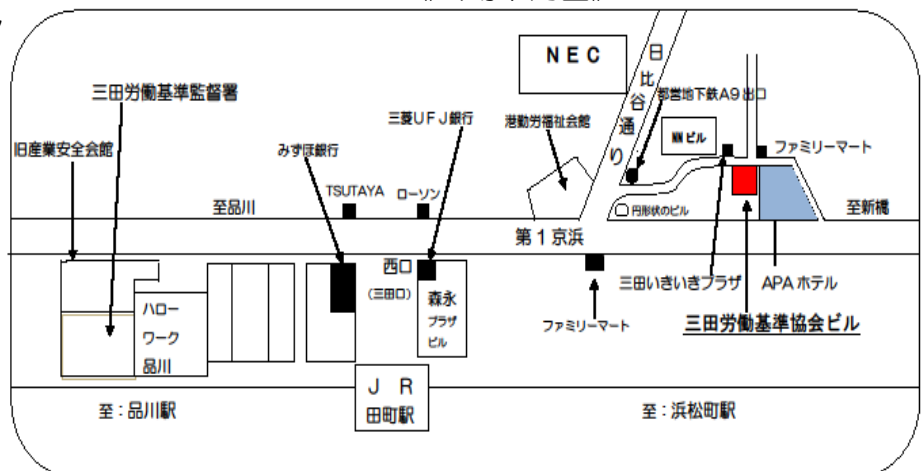
ふりがな 受講者氏名			
生 年 月 日	(西暦)	年	月 日
住所	〒		

注：修了証作成の為氏名、生年月日は楷書で正確に記入して下さい。
 個人情報は、研修及び修了証発行管理の目的以外に利用することはありません。

《会場案内図》

(一社)三田労働基準協会ビル
 1階研修センター
 (港区芝4-4-5)

最寄駅
 地下鉄三田駅
 A9出口徒歩1分
 JR 田町駅
 三田(西)口
 徒歩8分



- 注意事項
- 1 受講者は本受講票を持参し受付にご提示下さい。
 - 2 講習終了後、修了証(カードになります)を交付いたします。
修了証受領のための認印をご持参下さい。